青少年補導員の活動等について

青少年補導とは

何らかの影響での不良化または非行化する青少年をいち早く発見し、地域での「愛の声掛け」や見守りを通して適切に補導し、犯罪に巻き込まれないための方法を講じる活動を「青少年補導」といいます。

組織				
地区	活動は各自治会支部ごとに組織された地区補導員会に所属して行います。			
所属区分 （R2.5.1現在）	教員 【41名】	PTA 【36名】	自治会 【135名】	計212名
任期	1期2年、市長より委嘱 （任期途中の交代は前任者の残任期間） （残任期間）令和3年5月1日 ～ 令和4年4月30日			

活動内容	
地区定例会	月1回 （地区での情報交換、補導活動の計画立案）
街頭補導	月1回～数回 （地区の補導計画により実施、概ね午後7時～午後10時）
補導内容	・帰宅指導、自転車の安全指導（無灯火、二人乗り） ・各地区の祭典やイベントでの補導活動 ・白ポストに投函された有害図書類の回収 ・地域での小、中、高校生の善行賞の推薦 ・地域での青少年への声掛け 等
補導対象場所	繁華街（駅周辺含む）・・・盛り場路上、地下道、公園、催し物会場 等 娯楽施設 （ア）遊技場（パチンコ店・ゲームセンター・麻雀店） （イ）映画館 （ウ）喫茶店、深夜飲食店（ファミレス）等 （エ）ボーリング場、バッティングセンター、カラオケボックス （オ）漫画喫茶、インタネットカフェ及び複合カフェ等 人気の乏しい場所…社寺境内、空き家、空き地 等 その他…駅構内、大型ショッピングセンター、CD・書籍販売店 等
巡回	青色回転灯装着車両による防犯パトロール活動の実施 （注）藤枝警察署生活安全課による講習の受講が必要です。
その他	補導員は全員、事務局にてボランティア保険への加入手続きをします。 補導員地区活動費として、一人当たり月1，500円の活動費を各地区の補導員会に支払います。

【事務局】 藤枝市教育委員会 生涯学習課 青少年係 （TEL643－3047）